

# 社会福祉法人ふじみ会 幼保連携型認定こども園 富士見保育所 園規則 (運営規定)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この認定こども園 富士見保育所は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条第23条の規定及び就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律(通称:改正認定こども園法)第9条・第10条に基づき幼児を教育・保育し、適当な環境を与え、幼児の身体の順調な成長と精神の健全な発育を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 この施設は、社会福祉法人ふじみ会 幼保連携型認定こども園 富士見保育所と称する。

(住所)

第3条 この施設は、青森県弘前市大字紺屋町187番地2に置く。

## 第2章 教育年限、利用定員、教職員組織及び教育内容

(保育年限等)

第4条 この施設(本園※以下本園)に入園できるものは、0歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(利用定員)

第5条 本園の利用定員は100名とする。年齢別定員は以下の通りである。

1号認定・・・15名

2号認定・・・48名

3号認定・・・37名

(教職員組織)

第6条 本園には次の職員をおく。

1 (1)園長 (2)副園長 (3)主幹保育教諭 (4)保育教諭 (5)栄養士 (6)給食調理師 (7)用務員

2 園長は園業務を総括し、所属職員を指揮監督する。

3 保育教諭は幼児の教育・保育を掌る。

第7条 本園は下記の嘱託を置く。

1 認定こども園内科医

2 認定こども園歯科医

3 認定こども園薬剤師 各1名

認定こども園内科医・認定こども園歯科医・認定こども園薬剤師は幼児の健康管理にあたる。

(教育・保育内容)

第8条 本園の教育・保育内容は、幼保連携型認定こども園教育保育要領の人間関係、表現、健康(運動)、言葉、環境等の領域とし、発達の連続性を助長し、道徳性・規範意識が芽生える関わりを取り入れる。

### 第3章 保育日数、学期及び休園日

(教育日時数)

第9条 1号認定:保育日数は週5日、1日の保育時間数は原則として4時間とし年間39週を下回らない。

2・3号認定:保育日数は週6日、1日の保育時間は8～11時間とする。ただし、天候や災害、伝染性疾病の流行、または、そのおそれがある場合、その事由が消滅するまで園児の登園を禁じ、または、臨時休園することができる。

2 本園の日課及び年間行事は、別に定める

3 開園時間:7:00～19:00(内、18:00～19:00までは延長保育時間)

(学 期)

第10条 1年を次の3学期に分ける

第1学期 4月1日から 8月31日まで 第2学期 9月1日から 12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休園日)

第11条 本園の休園日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日(1号認定のみ)
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (4) 夏冬の長期休業日(1号認定の希望者に限る)
- (5) 年末年始休業 12/29～1/3
- (6) その他、理事長が必要と認めた日

### 第4章 認定こども園事業

第12条 各種、子育て支援に関する事業を行う事ができるものとする。

事業内容は別に定める。 ※幼保連携型認定こども園 富士見保育所 子育て支援事業計画書 (添付資料)

### 第5章 入園、休園、退園、修了

(入園の条件)

第13条 本園の教育・保育に賛同された方のお子さんとする。

(入園申込み)

第14条

1、申込み手順は次のとおりである。

① 1号認定

保護者が本園に直接申し込む → 本園から入園内定通知 → 弘前市へ1号認定申請  
→ 弘前市から1号認定証交付 → 保護者と本園が利用契約締結

② 2・3号認定

保護者が弘前市へ「保育の必要性」の認定申請 → 弘前市から認定証交付  
→ 保護者が市へ利用希望申し込み → 弘前市が利用調整 → 決定後利用契約締結

## 2、選考基準

原則として入園申込みの受付順としますが、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

(休園及び退園)

第15条 休園及び退園しようとする時は、幼児の保護者が届けなければならない。

(修了)

第16条 本園所定の教育保育課程を修了した幼児には、修了証書を授与する。

## 第6章 保育料、その他の経費

(経費)

第17条 保育料、その他の経費

- (1) 保育料…保護者(園児)の居住地の市町村が定める額
- (2) その他の経費

1、次の項目については、実費徴収いたします。

- ①給食費…1号認定、1ヶ月2,000円(欠席時の返金はありません)  
2号認定、1ヶ月500円(主食分として)(欠席時の返金はありません)
- ②修了式後の食事代(希望者は年長児保護者分)

第18条 園長は、保育料を3ヶ月以上滞納し、督促に対し誠意をもって対応しない場合は本園児童を退園とする事ができる。  
但し直接契約における入園者に限る。  
本園は、退園後も未納分の保育料を請求することができる。

第19条 この規則の実施について必要な事項(重要事項説明書)は、園長が別に定める。

## 第7章 安全確保(緊急時の対応)

- 第20条 本園は、園児の安全確保を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。
- 2 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び市運営基準条例第32条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

## 第8章 虐待防止

第21条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附 則 この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 この規則は、平成28年4月1日より施行する。